



台湾における新型コロナウイルス感染症 (COVID-19): ビジネス経営者の知っておくべきこと

著者：ジョン・イーストウッド、ヘザー・シャオ、マイケル・ワーナー、アリス・チェン、デービッド・ローゼンタール



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミックは、サプライチェーンから人事関連の問題にまで及び、数多くの潜在的かつ実際の法的リスクをもたらしています。中国だけでなくヨーロッパでも政府による完全封鎖など、アウトブレイク（突発的集団感染発生）により、世界中の企業が大規模な被害に直面しています。新型コロナウイルス（COVID-19）は当面の間、世界的な広がり続けると予想される一方で、中国はパンデミックの震源地である武漢でその予防策を緩和し始めました。

台湾の状況は依然として比較的穏やかです。現在、台湾では数百の症例が発生していますが、それらの大半はごく少数地域での感染症として国外からきたものです。それゆえ、台湾で新型コロナウイルスに感染するリスクは依然として低いと考えられます。台湾での突発的な大規模感染の発生を防ぐために、同中央政府は台湾を本質的に世界中の他の国々に対して閉鎖しました。

1. 雇用問題と予防政策

台湾の雇用主は、労働基準法およびその他の関連する労働関連規則で概説されているように、従業員に対して一般的な注意義務を負います。これには、従業員が就業中に直面するかもしれないいかなる健康リスクを防止することおよび軽減すること、そして安全な就業環境を従業員に提供することが含まれます。そして雇用主がこの注意義務を怠った場合、従業員が被ったいかなる損害についても雇用主はその責任を負うことになります。

アウトブレイク（突発的集団感染発生）に関連して、従業員の安全を確保するために、雇用主

は個人の感染リスクレベルを軽減するためのいくつかの対策を講じることを検討しなければなりません。現時点での適切な対策には、次のものが含まれています：

- ・ 従業員の間における最良の衛生慣行に対する意識、およびウイルスに関する正しい情報を広めることを含んだ、感染拡大を防ぐために設計された全社的なポリシーを発行する
- ・ 職場の清掃と消毒/殺菌を強化する
- ・ すべての海外出張を制限する
- ・ 毎日の体温検査を実施し、病気の従業員は自宅にいるようにさせる
- ・ 手指消毒剤（除菌ジェル）、アルコールスプレー、消毒用ワイプなどの衛生用品を提供する
- ・ 従業員に対して、その仕事上許されれば、在宅勤務を可能にする
- ・ 労働力を、お互いに物理的に隔離されたローテーションA-Bチームに分割する

雇用主は、出張に関しても、従業員の健康と安全を最優先事項として考える必要があります。労働省は、従業員を中国に派遣する企業に関する一連のガイドラインを発表しました。新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な普及により、これらのガイドラインは、一般的に、海外旅行に適用可能のものと見なされるべきです。どうしても必要な場合を除き、雇用主は従業員に対し海外での就業を任命することを避けるべきです。その代わりとして、業務を維持するために従業員はリモートで就業することが出来ます。または、雇用主は従業員と交渉して職場や職務内容を調整したりすることができます。また、雇用者は、海外で働く従業員の数減らすために、海外で働く従業員に対して台湾への帰国を依頼することが出来ます。雇用主は、ビデオ会議や電子メールを利用してリモートでサービスを提供するなど他の手段を利用して従業員が就業出来るように変更するために従業員と相談する必要がありますが、これらの代替手段による就業に対しても賃金の支払いを要求されます。

それでも雇用主が従業員に対して海外での就業を命令する必要がある場合は、彼らはまず従業員の健康状態を評価する必要があります。さらに、雇用主は慢性肺疾患（喘息を含む）や心血管疾患などの基礎疾患を持つ従業員に海外勤務を割り当てないようにすべきであります。さらに、雇用主は、清掃、呼吸衛生、健康状態の監視などの感染防止のプラクティスについて従業員を教育および訓練し、マスクや個人用消毒/殺菌製品などの機器・製品を従業員に対して提供する必要があります。さらに、雇用主は、従業員の体温測定を行い、就業場所の清掃/消毒殺菌を強化し、適切な換気を維持しなければなりません。雇用主がこれらの義務を果たさない場合、ガイドラインによると、従業員は中国での就業命令を拒否する権利があるものと述べています。

2. 時間外労働の必要性

マスクや消毒・除菌剤などの医療機器・製品を製造する企業は、急激な製品需要の増加に直面しています。同様に、物流会社や流通業者もこれらの必要とされる製品の緊急の供給と配送に協力するよう求められています。これにより、特定の従業員が長時間の時

間外労働をしなければならない結果となる場合があります。労働基準法第32条4項および第40条によると、雇用主は、「不可抗力、事故、または予期せぬ事件」が発生した場合、従業員の労働時間を延長することができます。

台湾の労働省は最近、コロナウイルスのアウトブレイク（突発的集団感染発生）期間中の時間外労働に関する解釈書（No. 1090130090）を発行しました。

労働基準法第32条4項：

「不可抗力、事故、予期せぬ事件の発生により、雇用主が従業員に通常の労働時間以外の就業をさせる必要がある場合、労働時間を延長することができる。ただし、雇用主は、労働時間延長の開始後24時間以内に労働組合にこれを通知しなければならない。労働組合がない場合、[雇用主]はその記録を地域の所管当局に報告しなければならない。そしてその残業の終了後、雇用主は労働者に適切な休暇を提供するものとする。」

この条項は、休業日だけでなく、通常の就業日の時間外労働にも適用されます。雇用主がこの条項に基づいて従業員に時間外労働を要求する場合、雇用主は労働基準法第24条に従って発生した残業賃金を計算して支払わなければなりません。第32条4項に基づいて発生した時間外労働は、1日あたり12時間の労働時間制限の対象とはならず、一か月につき最大46時間の時間外労働時間の対象にもなりません。しかしながら、雇用主は労働時間延長の開始から24時間以内にその時間外労働を労働組合に通知しなければなりません。労働組合が存在しない場合は、雇用主は代わりにその記録を地域の所管当局に報告しなければなりません。そして残業の終了後、雇用主は従業員に適切な休暇を提供しなければなりません。

労働基準法第40条：

「雇用主は、不可抗力、事故または予期せぬ事件により、従業員の労働継続を必要とする場合、労働者に対して、第36条から第38条に言及されているすべての休職の権利を一時停止することを要求することができる。ただし、当該労働者は、休職一時停止期間中の労働に対して、通常賃金の2倍の賃金を受けることが出来、そしてまたその後休職一時停止となった分を補うための休職も認められる。前項で言及された一時停止された休職について、雇用主は、休職一時停止期間の終了後24時間以内に、地域の所管当局に対して、その承認と記録のための休職一時停止の詳細と理由を報告するものとする。」

この条項に規定されている延長労働時間は、国の祝日、年次有給休暇、定期休暇を含む「休日」に適用されます。「不可抗力、事故または予期せぬ事件」が発生した場合、雇用主は従業員の年次休暇または定期休暇の権利を一時停止し、代わりに労働者に仕事を継続するよう要求することができます。この場合、雇用主は、従業員が6日を超えて連続して労働してはならないという原則に従う必要はありません。第40条に基づいて発生した時間外労働（残業）も、1日12時間の労働時間制限の対象とはならず、月間最大46時間の時間外労働時間の対象にもなりません。しかしながら、雇用主は、労働時間延

長の開始から24時間以内に、記録のために地元の所管当局に対して通知しなければなりません。休暇一時停止の影響を受けた従業員は、休暇一時停止の間中は通常の2倍の労働賃金を受け取ることが出来、その後一時的な休職停止を埋め合わせるための休暇も付与されます。

3. 隔離された従業員

3月19日をもって、台湾に入国するすべての旅行者は、彼らの旅行履歴に関係なく、14日間の自宅検疫を実施することが要求されました。

検疫を受けるということは、病気休暇を取っていることと法的に同等であります。新型コロナウイルス（COVID-19）防止、救済、復元に関する特別法（「特別法」）に従い、雇用主は、自宅隔離、自宅検疫、集中隔離、集中検疫を行う従業員、または隔離および検疫されて自分の世話をすることが出来ない家族の世話をするために休暇をとる必要がある従業員に対して隔離/検疫休暇を付与することを要求されています。そして保健当局によって発行された検疫または隔離通知は、隔離/検疫休暇のための証明書として扱われます。病気休暇と同様に、検疫/隔離休暇は、解雇から保護する、完全出勤に対するボーナス計画から控除をしない、年次業績評価への悪影響とならないなど、従業員に対して特定の法的保護を提供します。

従業員は自宅においての隔離または自宅検疫となった場合、再び出社する前に、他の個人との接触を最小限にするため、14日間は自宅にいますよう求められます。この期間中、従業員は自宅での勤務は許可されますが、自宅や指定された場所を離れることはできません。従業員は、また公共交通機関を利用したり、出国することもできません。隔離されたまたは検疫を受けた労働者は、地元の政府機関の役員から毎日電話を受けて、自分の健康状態についての質問を受けることになります。

4. 前向きにリスクを事前確認

地球の大部分がロックダウン状態にあるため、企業にとっての主要な問題とは、ビジネスフローの整合性と安定性であります。ロックダウンによって管理されている領域は拡大し続け、既存のロックダウン対策はコロナウイルスが十分に封じ込められるまで解除されない可能性は高いです。

それゆえ、企業はさまざまな事態に備える必要があります。最初のステップとしては、企業はそのビジネスを徹底的に見直し、問題を引き起こす可能性のあるリスクを特定することが要求されます。厳しい納期の下に営業している業界や海外旅行に依存するまたは建設会社など移民労働者に依存している業界において事業を営む企業は、高いリスクを負うことになります。

問題となるケースによりませんが、直接リスクを受ける領域の外にある代替サプライヤーを特定したり、アウトブレイク（突発的集団感染発生）に関するコミュニケーションラインをクライアントやサプライヤーに対してオープンしたりするなど、企業は単純な準備が長い目で見て解決策となることを発見するかもしれません。現在の状況をナビゲー

トしていくことは、ビジネスの継続性に悪影響を与える可能性のある多数のさまざまな要因との継続的かつ進化していくプロセスであるため、企業が大きな失敗をしないように慎重になることも重要です。

5. 契約書上の不可抗力条項

最も明確な法的救済策であり、この件において最近人々が述べているのは不可抗力条項でしょう。不可抗力条項は、いわゆる不可抗力の出来事や事件、つまり影響を受けた当事者には事態を制御することが不可能であり、合理的な準備をする事ができなかった破壊的な出来事の発生を基に、相互の契約上の債務の履行一時的停止または免除を許可します。そして当事者が不可抗力条項を首尾よく行使できるかどうかは、個々の条項の文言および準拠法による不可抗力条項の解釈に大きく依存します。

重要な質問とは、このアウトブレイク（突発的集団感染発生）が不可抗力条項に述べられている構成要件となる出来事・事件となるかどうか、不可抗力条項を適用しようとする当事者がその出来事・事件に対して合理的な準備をすることが出来たとしても、このようなタイプの破壊的な出来事・事件は同条項の適用範囲に含まれるのか、そして当事者は同条項からどのような権利を受け取ることができるのかであります。

もしも契約に個々のケースをカバーする不可抗力条項が含まれていない場合、法的救済に関しては準拠法が決定的なものとなり、独自の形式の不可抗力条項または可能な代替案を提供します。当事者は、予期せぬ変更（事情変更の原則）などの法的プラクティスまたは英国法における後発的履行不能と同様の法理を適用することが可能であることを発見するかもしれません。これらの一般的な法的手段は、当事者に不可抗力条項と同じまたはそれに近い権利を付与することが出来ます。

6 旅行制限

台湾政府は、台湾に入国するすべての外国籍保持者に対する全面的な旅行制限規則を発行しました。これらの旅行制限に対して唯一適用除外される者は、居住許可書を保持する外国籍保持者、公的または外交上の仕事に従事している者、および台湾で商業上または契約上の債務がありこれを履行することが要求されていることを国境警備隊に証明することが可能である個人です。それに加えて、特別な入国許可が、人道上の理由などにより、ケースバイケースで付与されます。

また、台湾に入国するすべての旅行者は、14日間の自宅検疫が要求されます。

この検疫期間中は、旅行者は自宅、ホテル、または統一管理化された検疫施設である指定された検疫場所を離れることは許されません。検疫を施行するために、保健当局は位置データを監視し、検疫規制に違反した場合には高額の罰金を科すことができます。

7. 政府の緊急対策

台湾政府は、旅行制限に加えて、ビジネスにも影響を与える新型コロナウイルス（COVID-19）の封じ込めを目的とした追加措置の実施を開始しました。セントラル・エピデミック・コマンド・センター（CECC）はソーシャルディスタンスのガイドラインを発行し、屋内1.5メートル、屋外1メートルの個人間の物理的な距離を保つように要求しました。この距離を維持できない場合は、感染の拡大を緩和するために、個人はフェイスマスクを着用しなければなりません。

これらのガイドラインの規則執行のフェーズ1においては、強制的なメカニズムはありません。しかしながら、台湾国民が自発的にどの位ガイドラインに準拠することが出来るか、および新型コロナウイルス（COVID-19）のアウトブレイク（突発的集団感染発生）が台湾内でこの先どのように進展するかに応じて、台湾政府はフェーズ2においてガイドライン違反に対して罰金を科すかもしれません。さらに、CECCは、ソーシャルディスタンスのガイドラインに準拠できないビジネス・企業の閉鎖を発表しました。

8. 政府援助措置

前述したように、台湾政府は新型コロナウイルス（COVID-19）の防止、救済および回復に関する特別法を制定しました。この法律は、新型コロナウイルス（COVID-19）による経済的打撃を和らげるために中央政府が使用できる600億台湾ドルの特別予算を提供するものです。上記に述べた措置に加えて、中央政府はいくつかの異なるステップを発表しました。

まず最初に、中央銀行はシステミックな流動性を確保するためにレポ機能を拡張しました。さらに、台湾政府は代替案として、台湾でのビジネスを提供することができることを望み、政府の投資とプロジェクトの促進を加速する予定です。さらに、労働省は、短時間労働の影響を受ける従業員に対する補助金制度を導入しました。運輸通信省は、ホテルと観光セクターに対して最大200,000台湾ドルの補助金を提供する予定をしており、また、企業がその収入が過去の同期比で50%以上減少したにもかかわらず、賃金を20%以上削減しなかった場合、賃金補助金を提供します。

また特に中小企業のために、台湾政府は、企業により柔軟性を与えるために設計されたいくつかの小規模の措置を発表しました。これらのステップには、税控除、納税繰延計画、水道、ガス、電気料金の削減、中央銀行の支援による低金利ローンの円滑化などの措置が含まれています。

ジョン・イーストウッド氏とヘザー・シャオ氏は、台北を拠点とする法律事務所、アイガー法律事務所のパートナーであり、マイケル・ワーナー氏は同事務所のシニアアソシエイトです。またアリス・チェン氏は同事務所のパラリーガル、デービッド・ローゼンタール氏は研修生であります。

Authors:



Heather HSIAO
Partner
heather.hsiao@eiger.law



Michael WERNER
Senior Associate
michael.werner@eiger.law



Joy LIN
Paralegal
joy.lin@eiger.law



David ROSENTHAL
Trainee
david.rosenthal@eiger.law

DISCLAIMER

This publication is not intended to provide accurate information in regard to the subject matter covered. Readers entering into transaction on the basis of such information should seek additional, in-depth services of a competent professional advisor. Eiger, the author, consultant or general editor of this publication expressly disclaim all and any liability and responsibility to any person, whether a future client or mere reader of this publication or not, in respect of anything and of the consequences of anything, done or omitted to be done by any such person in reliance, whether wholly or partially, upon the whole or any part of the contents of this publication. This work is licensed under the Creative Commons Attribution-ShareAlike 3.0 Unported License. To view a copy of this license, please visit <http://creativecommons.org/licenses/by-sa/3.0/>.